府　令

○内閣府令第四十四号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五条（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の四（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の七（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第五十七条の十五第一項、第百九十三条及び第百九十三条の二の規定に基づき、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十三年八月三十一日

内閣総理大臣　菅　　直人

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令

（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第一条　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七章　企業会計の基準の特例（第九十三条・第九十四条）」を「第七章　企業会計の基準の特例（第九十三条・第九十四条）　第八章　雑則（第九十五条―第九十八条）」に改める。

第七章の次に次の一章を加える。

第八章　雑則

第九十五条　米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法により作成した連結財務諸表（以下「米国式連結財務諸表」という。）を米国証券取引委員会に登録している連結財務諸表提出会社が当該米国式連結財務諸表を法の規定による連結財務諸表として提出することを、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合には、当該会社の提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、金融庁長官が必要と認めて指示した事項を除き、米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法によることができる。

第九十六条　前条の規定は、米国式連結財務諸表を米国証券取引委員会に登録しなくなつた場合には、適用がないものとする。

第九十七条　第九十五条の規定による連結財務諸表は、日本語をもつて記載しなければならない。

第九十八条　第九十五条の規定による連結財務諸表には、次の事項を追加して注記しなければならない。

一　当該連結財務諸表が準拠している用語、様式及び作成方法

二　当該連結財務諸表の作成状況及び米国証券取引委員会における登録状況

三　この規則（第七章及びこの章を除く。）に準拠して作成する場合との主要な相違点

（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第二条　中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六章　企業会計の基準の特例（第八十七条・第八十八条）」を「第六章　企業会計の基準の特例（第八十七条・第八十八条）　第七章　雑則（第八十九条）」に改める。

第六章の次に次の一章を加える。

第七章　雑則

第八十九条　連結財務諸表規則第九十五条から第九十八条までの規定は、中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法について準用する。

（四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第三条　四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六章　企業会計の基準の特例（第九十三条・第九十四条）」を「第六章　企業会計の基準の特例（第九十三条・第九十四条）　第七章　雑則（第九十五条）」に改める。

第六章の次に次の一章を加える。

第七章　雑則

第九十五条　連結財務諸表規則第九十五条から第九十八条までの規定は、四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法について準用する。

附則第四条第一項中「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（平成二十一年内閣府令第七十三号）第五条の規定による改正前の第九十三条」を「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第九十五条において準用する連結財務諸表規則第九十五条」に、「平成二十七年十二月三十一日に終了する四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間まで」を「当分」に改め、同条第三項第三号中「第六章」の下に「及び第七章」を加える。

第四条　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（平成二十一年内閣府令第七十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第三項、第四条第三項、第六条第三項及び第十条第三項を削る。

（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令の一部改正）

第五条　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（平成十四年内閣府令第十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（平成二十一年内閣府令第七十三号）第一条の規定による改正前の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第九十三条」を「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第九十五条」に、「平成二十八年三月三十一日に終了する連結会計年度まで」を「当分」に改め、第五項第三号中「第七章」の下に「及び第八章」を加える。

（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令の一部改正）

第六条　中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（平成十四年内閣府令第十二号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（平成二十一年内閣府令第七十三号）第三条の規定による改正前の中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第八十七条」を「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第八十九条において準用する連結財務諸表規則第九十五条」に、「平成二十七年九月三十日に終了する中間連結会計期間まで」を「当分」に改め、第六項第三号中「第六章」の下に「及び第七章」を加える。

第七条　企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

第二号様式記載上の注意㉚c中「第七章」の次に「及び第八章」を加え、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（平成21年内閣府令第73号。以下この㉚において「改正府令」という。）第1条の規定による改正前の連結財務諸表規則第93条の規定若しくは改正府令附則第2条第2項若しくは第3項の規定又は連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（平成14年内閣府令第11号）附則第3項の規定若しくは改正府令第10条の規定による改正前の同項の規定」を「連結財務諸表規則第95条又は連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（平成14年内閣府令第11号）附則第3項の規定に基づき、米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法」に改め、同記載上の注意㉚d中「第七章」の次に「及び第八章」を加える。